

第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊や火災等により多くの人命や財産が奪われた。また、近年は平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震をはじめ、全国的に大地震が頻発する状況となっている。

こうした中、平成18年1月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」の改正を受け、地震による建築物倒壊などの被害から吉富町民の生命、身体及び財産を保護するために、福岡県や関係団体と連携して既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として「吉富町耐震改修促進計画」を策定した。

その後、平成23年の東日本大震災の発生や、平成25年11月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物やブロック塀等の耐震化を促進するため本計画を改訂する。

なお、本計画は、第4次吉富町総合計画における「防災対策の推進」及び吉富町地域防災計画における「地震災害予防計画」の取組みの一環として位置づけ、それぞれの計画の趣旨を踏まえ、その目的を達成するため、町として本計画に基づき積極的に耐震化に取り組むこととする。

2. 耐震化を取り巻く社会動向

(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、平成25年11月及び平成31年1月に耐震改修促進法が改正され、現在に至っている。

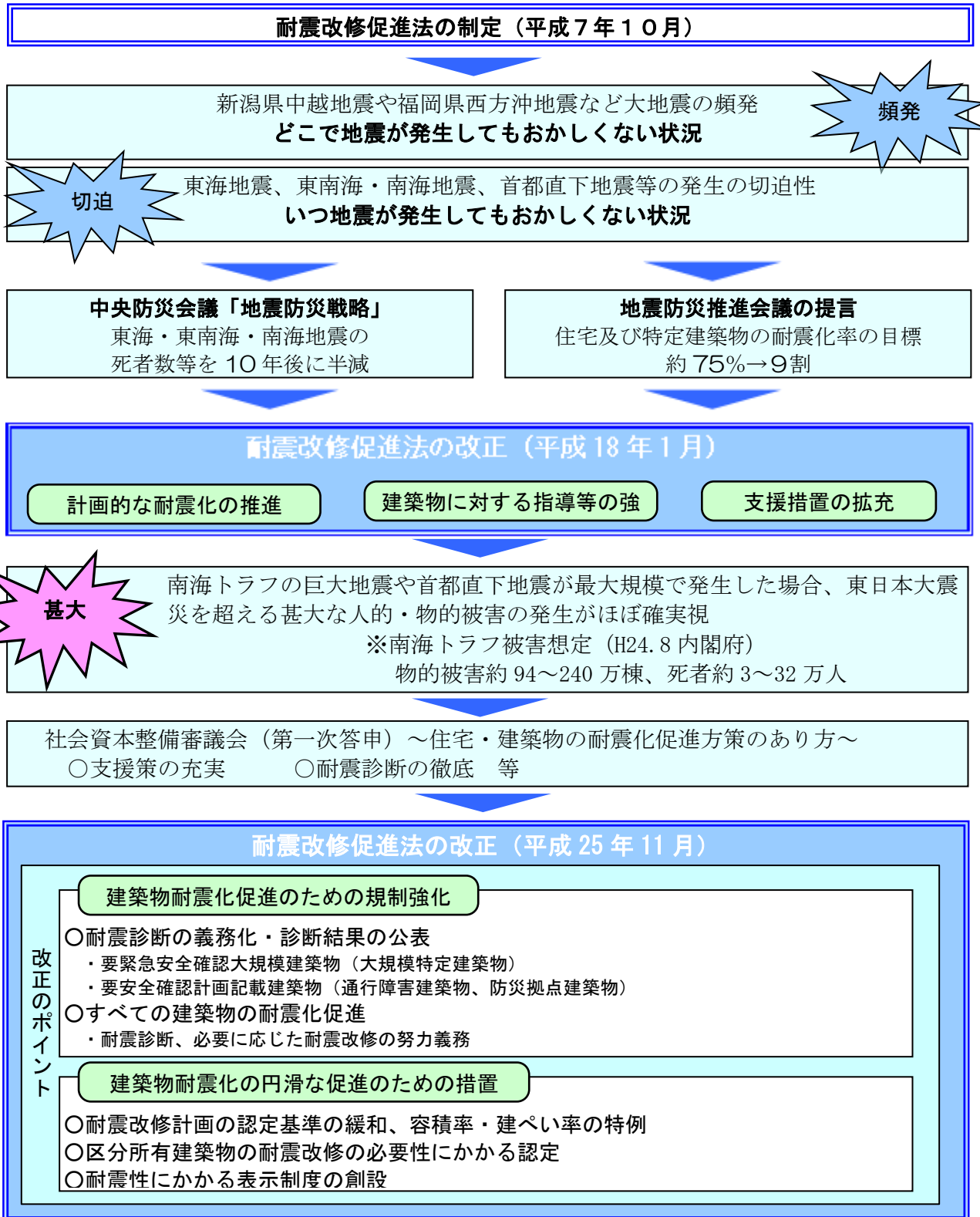


(2) 耐震改修促進法改正の概要

福岡県西方沖地震等、日本各地における近年の大地震の頻発や、東海地震等の発生の切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成18年1月より施行されている。

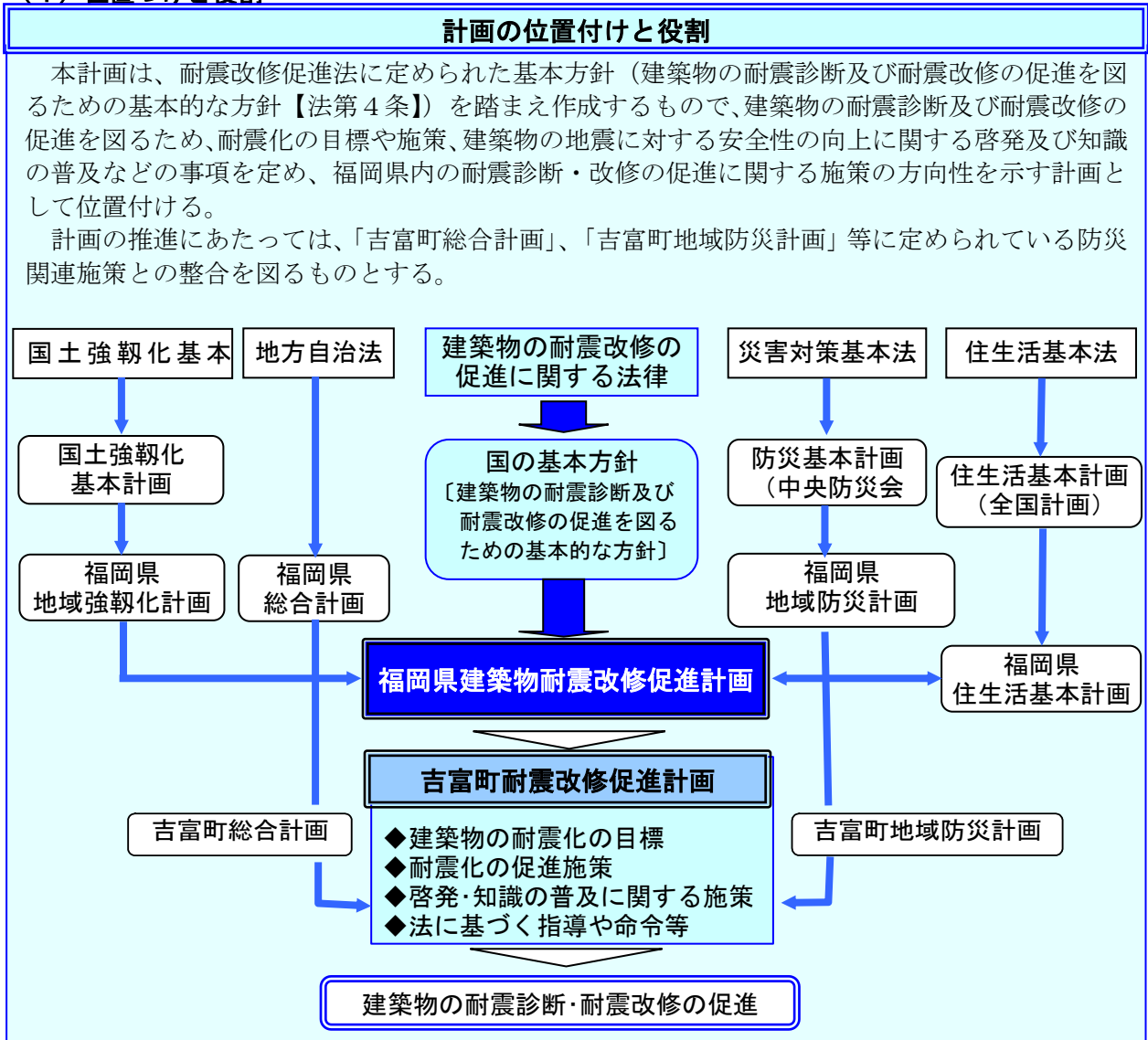
南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行されている。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられる。

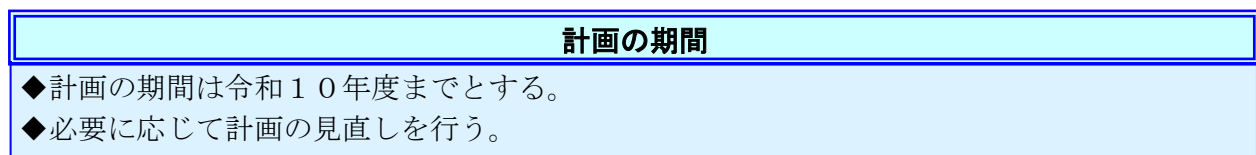


3. 計画の位置づけ

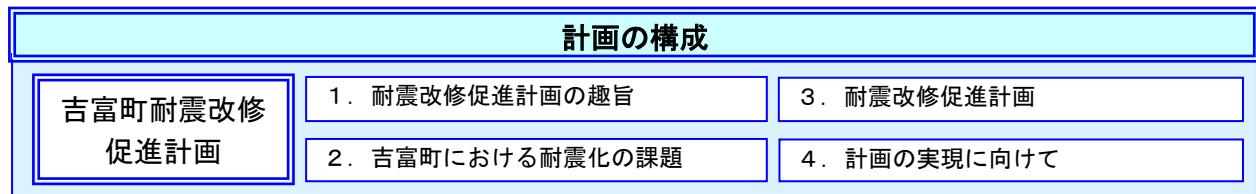
(1) 位置づけと役割



(2) 計画の期間



(3) 計画の構成



第2章 吉富町における耐震化の課題

第2章 吉富町における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定

(1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、2005（H17）年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、吉富町においても震度4を観測した。

● 直近の本県関係の地震

2005年（平成17年） 福岡県西方沖地震

（福岡県西方沖調査点検委員会報告書）

年月日	M	被害の概要
2005年3月20日	7	福岡市を中心に被害。死者1名 重傷者81名 軽傷者992名 住家被害全壊138棟、半壊315棟、一部損壊8,832棟 福岡県 最大震度6弱

● 過去の本県関係の主な地震は次のとおりである。

（日本被害地震総覧より）

年月日	震源	地震規模	各地の震度	被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5~7.5		家屋倒壊、幅6m・長さ10kmの地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		7回地震、うち2回強い。	久留米、柳川で堀の水をゆり上げ、魚死す。
1848年1月10日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1		久留米で液化化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近 (糸島半島)	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破損13、神社破損8、長さ90mの土地の陥没。(12日)福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡峯岐、金武村で土蔵被害。
1929年1月2日	福岡県南部	M5.5		
1929年8月8日	福岡県	M5.1	震度3:福岡、佐賀、厳原	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	震度3:福岡、佐賀、厳原	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941年11月19日	日向灘	M7.2	震度5:宮崎、人吉 震度4:福岡、熊本、大分	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟。日向灘沿岸では、津波最大1mで船舶に若干の被害。
1966年11月12日	有明海	M5.5	震度3 福岡	屋根瓦、壁崩壊。
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	震度5:大分 震度4:福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、鹿児島	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパルプが破損し、重油170klが海上に流出。
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	震度4:福岡 震度3:飯塚、大分 佐賀、下関、山口	文教施設等に若干の被害。
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4:久留米 震度3:夜須、大牟田	
1996年12月3日	日向灘	M6.6	震度3:久留米、夜須	
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	震度6弱:福岡、みやき町	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟

(2) 吉富町における想定地震

吉富町では、平成24年3月の「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき、想定地震を以下のとおり設定する。

○吉富町における想定地震

●前提条件

吉富町に大きな被害を及ぼす可能性のある地震としては、プレート型については南海トラフの地震、活断層型については周防灘断層群を震源とした地震が想定される。内閣府の中央防災会議による最新の南海トラフにおける地震の想定結果によると、南海トラフの地震による震度は町内で最大震度5強程度となっている。また、文部科学省の地震調査研究本部の調査結果によると、周防灘断層群を震源とした地震による予測震度は、町内全域で震度5強以上、一部で震度6弱と想定されている。

一方、平成24年3月の福岡県地震に関する防災アセスメント調査においては、上記地震の被害想定は実施されていないが、活断層の存在が確認されていない地域でもマグニチュード6.9クラスの直下型地震が発生する可能性があることから、県内一律にこの条件による被害想定が実施されている。

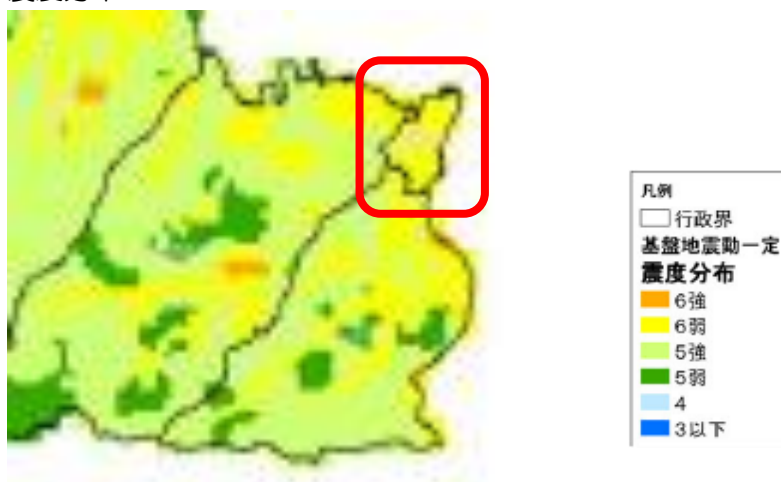
この場合の震度は町内ほぼ全域で最大震度6弱であり、上記地震による被害を上回る規模の想定と考えられることから、本計画においては、福岡県の調査結果に基づいて被害想定を実施することとする。

●想定地震

福岡県の設定に基づき、マグニチュード6.9、震源の深さ10kmで、震源を吉富町とした直下型地震を想定する。

想定した季節及び時刻は、最も出火率が高くなる冬の夕刻（午後5時～午後6時）とした。風の条件を福岡市の冬季（12～2月）の平均風速である3.2m/秒（気象庁：に本気候表より）よりも大きな風速を想定して4m/秒とした。

●震度分布



出典：福岡県 地震に関する防災アセスメント調査報告書

(3) 吉富町における想定被害

福岡県地震に関する防災アセスメント調査において、先の本町における想定地震が発生した場合、建物全体の被害は、全壊・半壊をあわせて242棟にのぼると予測されている。特に、木造家屋での全壊・半壊が大半を占める結果となっている。

想定項目		震源断層	基盤一定 M6.9 深さ10km
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造	53
		非木造	1
		計	54
	半壊 (中破)	木造	179
		非木造	9
		計	188
ライフライン等被害 (箇所)	上水道	35	
	下水道	2	
	都市ガス管	0	
	配電柱	1	
	電話柱	1	
	県道	1	
	鉄道	1	
	湾岸係留施設 (km)	3,665	
火災	炎上出火 (件数)	1	
	延焼による焼失 (棟数)	0	
人的被害 (人)	死者	3	
	負傷者	219	
	要救出者	12	
	要後方医療 搬送者数	22	
	避難者数	68	

*1 県道、鉄道はその路線のいずれかの部分で不通箇所を生じる可能性が予測されたものをすべて掲載している。

* 活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

2. 耐震化の現状

(1) 対象建築物

耐震改修促進法において、多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のものを特定建築物と定めている。特定建築物は、下表の建築物のうち現行の耐震基準に適合しないものをいう。

用途	特定建築物の規模要件		指示対象となる 特定建築物の規模要件	
	階数	面積		
不特定多数の者が利用する建築物	幼稚園、保育所	2以上	500㎡以上	750㎡以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校（屋内運動場を含む）		1,500㎡以上	
	上記以外の学校			
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿			
	事務所	3以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場 又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	1以上	2,000㎡以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1以上			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物		500㎡以上	
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	全ての建築物			

(2) 特定建築物の耐震化の状況

吉富町内で、不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。

区分	昭和57年以降の建築物(A)	昭和56年以前の建築物(B)	建築物数(C=A+B)	耐震化率(D=A/D*100)
公共特定建築物	6	2	8	75.0
民間特定建築物	8	1	9	88.9
特定建築物計	14	3	17	82.4

吉富町固定資産税台帳データ及び吉富町財産台帳より集計

(3) 住宅の耐震化の状況

吉富町内の住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅）に関する耐震化率の推計は、以下の通りである。

区分	昭和57年 以降の建築物(A)	昭和56年 以前の建築物(B)	建築物数 (C=A+B)	耐震化率 (D=A/D*100)
木造戸建て住宅	1,501	1,301	2,802	53.6
共同住宅等	275	225	500	55.0
住宅計	1,776	1,526	3,302	53.8

吉富町固定資産税台帳データより集計

(4) 地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の考え方は、以下のとおりである。

◆対象建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

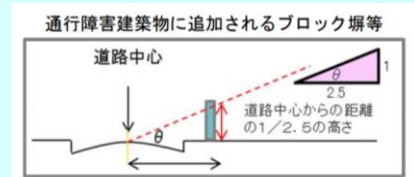
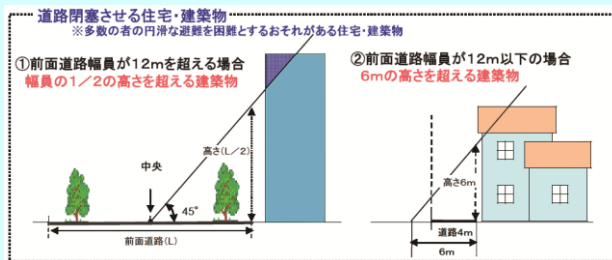
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【通行障害建築物の要件】

◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。
 - イ 12メートル以下の場合 6メートル
 - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。



◆道路の指定の考え方

耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定により、本計画（吉富町耐震改修促進計画）において指定する道路は、第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークとする。

◇耐震改修促進法 第6条第3項第3号「〔市町村耐震改修促進計画〕で定める事項」

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要であると認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

3. 耐震改修促進に向けた課題

(1) 吉富町の耐震化の課題

① 防災上重要な建築物の耐震化

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能等が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要がある。そのため、吉富町地域防災計画において避難所に指定されている公共施設については、優先的に耐震化を進める必要がある。

②意識啓発・知識の普及

福岡県西方沖地震や東日本大震災から月日が経過するとともに、住民の地震に対する意識は低くなっていくため、広報などを通して改めて地震の恐さを認識し、防災意識を保持することができるよう、適切な情報提供を継続して行なっていく必要がある。

③耐震化に向けた環境整備

吉富町民の生命・財産を保護するため、耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、県による町民への指導等に対して協力を行う。

また、建物所有者の負担軽減のため、各種制度などの情報提供を行っていく必要がある。

④建築物全般の安全対策

建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含め建築物全般の安全対策を行なう必要がある。

また、家具等の転倒防止や、天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。

(2) 吉富町の耐震化のこれまでの取り組み

① 公共施設の耐震化の推進

本町が所有する建物の内、学校施設においては既に平成22年度までに改修が終了している。

また、庁舎や吉富町体育館など、耐震化が済んでいない施設については、地震発生時に住民に与える影響などを総合的に判断し、優先度を決めて耐震診断・改修を行っている。

②建築物所有者の意識啓発及び相談体制等の充実

広報誌やホームページを通して、防災意識の普及啓発を行うとともに、耐震化等の情報を提供している。

また、建物の改修などに関する相談等があった場合は、(財)福岡県建築住宅センターの相談窓口の紹介を行うこととしている。

③耐震改修促進法の適正な運用

耐震改修促進法に基づき、県が行う民間特定建築物等への適正な指導に協力を行うこととしている。

④建築物所有者の負担軽減

県が行なっている、木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザー派遣制度などの広報啓発を行なうとともに、相談等があった場合には紹介を行うこととしている。

第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標

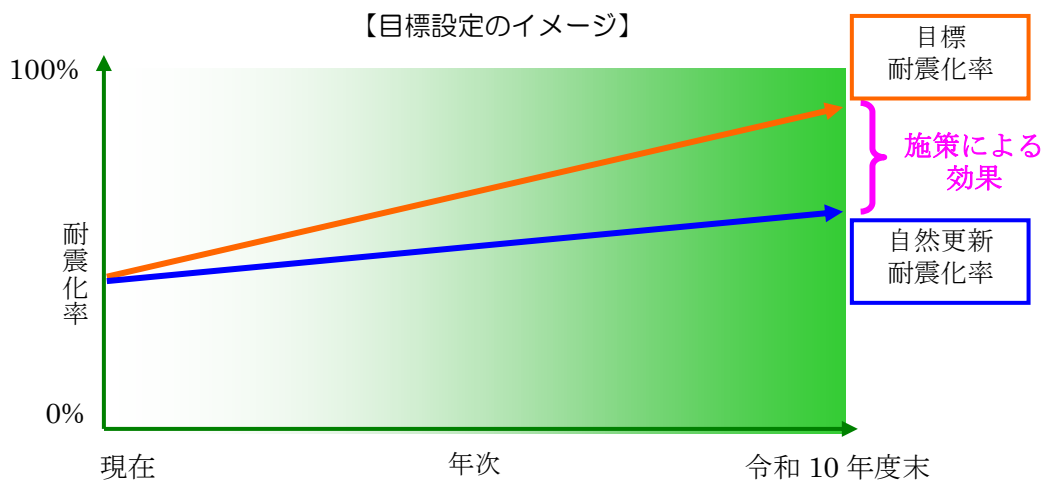
1-1 目標設定の考え方

国の基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国土強靱化アクションプラン2015においては令和2年度までに耐震化率の目標を住宅、特定建築物ともに95%と示している。

また、福岡県の目標は、福岡県耐震改修促進計画において令和2年度末において住宅と特定建築物ともに95%となっている。

本町においても、こうした国、県の方針を踏まえ、本町の現状も勘案しつつ建築物の耐震化の目標を定めることとする。

1-2 耐震化目標の設定



本町では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状から、自然更新による耐震化率の向上も踏まえ、総合的な目標として令和10年度末までに以下の耐震化率とすることを目標とする。

特定建築物・住宅（共通） 令和10年度末迄に耐震化率＝95%

区分	全棟数 (戸数)	昭和57年 以降の建築物(戸数)	昭和56年 以前の建築物(戸数)	現状の耐震化率 (%)	耐震化率の目標 [令和10年度末] (%)
住宅	3,302	1,776	1,526	53.8	95
特定建築物	17	14	3	82.4	95

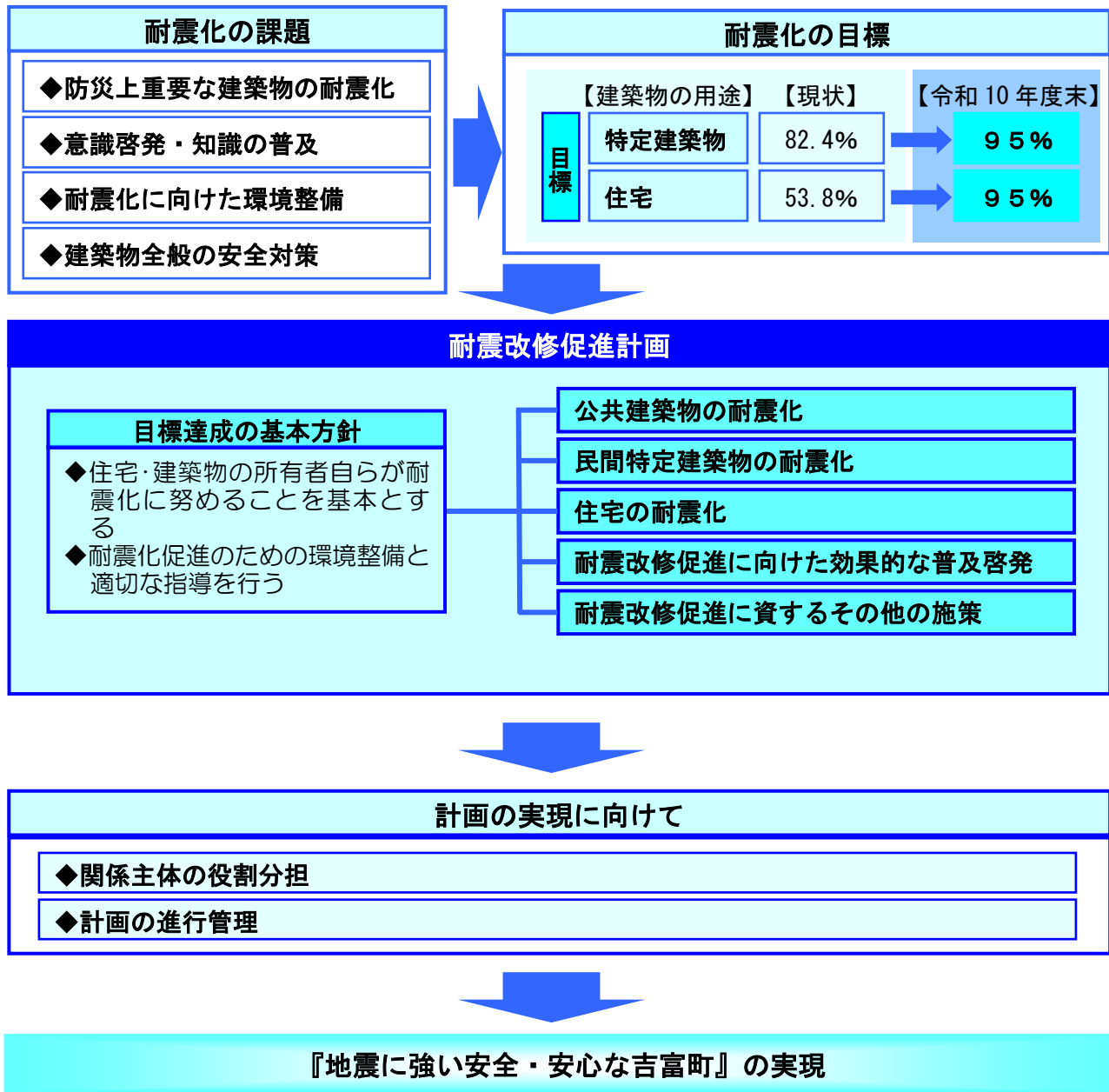
●目標達成のためには、住宅の耐震改修を約1,360戸、特定建築物の耐震改修を2棟実施する必要がある。

2. 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、本町では、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備や支援施策を講じるものとする。

(2) 施策の体系



3. 施策の概要

3-1. 公共建築物の耐震化

①公共建築物の耐震化の現状と基本的な考え方

町有の建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが求められる。

このため、吉富町では、公共建築物が被害を受けた場合に住民へ与える影響及び立地条件等を考慮し、住民の生命の保護を最優先に考えた町有建築物の計画的な耐震化を進めることとする。

本町の公共施設の現状としては、その多くが新耐震基準で建設、または改修されている。

また、吉富町地域防災計画に避難所として位置づけられている公共施設についても、新耐震基準で建設、または改修されている。

②耐震化の計画

耐震診断が必要な施設については、概ね年間1棟のペースで計画的に耐震診断を実施するとともに、診断の結果を踏まえ、耐震改修が必要と判断された施設については、診断後速やかに改修を実施することとする。ただし、建築物の利用上または費用対効果が得られない等の理由で耐震改修を行うことが適当でない場合は、建替え、解体等の検討を行うものとする。

3-2. 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第6条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第7条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。

本町では、法の趣旨を踏まえ、所管行政庁である福岡県と連携して、特定建築物の積極的な耐震化を促進することとする。

3-3. 住宅の耐震化

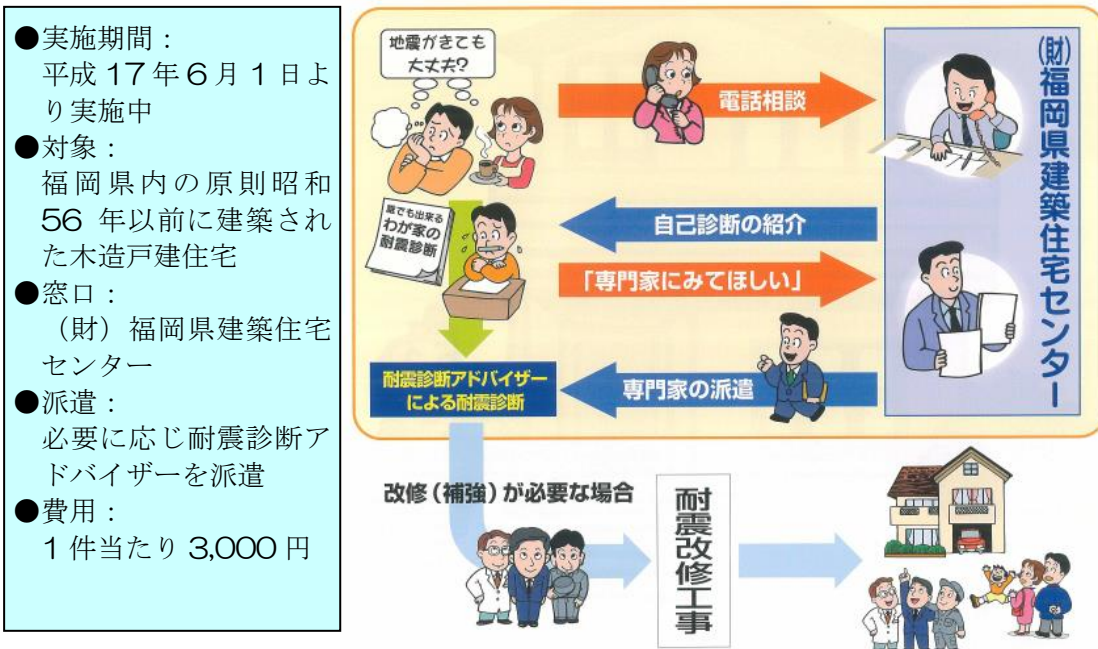
住宅の耐震化については、その場所で日常生活を行う住民にとって最も身近で重要な問題であることから、所有者自らの問題として主体的に取り組んでもらうための住民意識の向上や、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるための支援等について積極的に広報啓発するとともに、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していく。

①耐震診断の促進

耐震化に向けては、まずはそれぞれの住宅の耐震性能を確認することが第一歩であることから、耐震診断の実施を促進する必要がある。

耐震診断については、建築物所有者に対して、「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求める。

また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を誘導する。耐震改修への誘導にあたっては、関係団体等と連携しながら、安心して改修ができるような情報の提供を行うこととする。



福岡県耐震診断アドバイザー制度

②国・県・関係機関と連携した住宅所有者への支援

民間建築物及びブロック塀等の耐震改修の促進については、所有者が耐震改修を積極的に行いたいと思える環境を構築するため、国の補助事業を活用した、耐震改修工事にかかる費用の一部を助成する事業を実施し、所有者へ支援をする。

また、耐震リフォームに要する費用の融資制度についての情報提供を行うほか、地震保険についても耐震改修等により割引が受けられる点などをメリットとして住民に周知することとする。

③税の優遇措置等の周知

耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。

3-4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

住宅の耐震化の促進に向けては、地震が発生するリスクや防災意識の向上による建築物所有者が耐震化を実施しようとするための動機付けが重要となることから、防災意識の向上のため、防災教育の実施や情報提供活動等の充実について福岡県と連携して実施し、町民への知識の普及と啓発に努めることとする。

①防災教育の充実

内閣府が行った「防災に関する世論調査」では、建物の倒壊に対する危機意識は高いが、具体的な行動には結びついていないことが明らかになっている。

こうしたことから、地震発生リスクに対する町民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行う。

防災教育については、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導や訓練をはじめとして、出前講座の開催や図上訓練等による災害知識の普及など、子どもから高齢者まであらゆる年齢層を巻き込んだ相乗的な効果が期待できる取組みを実施することとする。

②家庭でできる対策の周知

地震に対する日常的な対策として、また地震対策についての住民の意識を上げていくため、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定やインターネットによる簡易耐震診

断など、手軽にできる耐震対策を周知し、促進する。

建築物倒壊時においても人命を守ることができる耐震ベッドの設置や、構造的に特に脆弱な部分の補強などの被害軽減策についても、関係機関と協力しながら知識の普及・啓発を行うこととする。

③関係機関との連携による情報提供

福岡県では、耐震診断や耐震改修の相談窓口として、福岡県建築指導課や（財）福岡県建築住宅センターに窓口を設置し、所有者からの相談を受け付けている。こうした関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

3-5. 耐震改修促進に資するその他の施策

①建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策については、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。

道路沿いの危険なブロック塀は、通行人などの住民の安全を守る観点から、撤去・改修が促進されるよう、除去等に係る補助事業を実施している。なお、補助の対象となる道路については、別紙に示す。

②総合的な地震防災対策

県や関係機関と連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せ、自然災害への防災対策を講じていく。

3-6. 地域における取り組みの促進

①自主防災組織の育成

災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」と規定されている。また、福岡県地域防災計画においても「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ことをスローガンとして掲げている。

こうしたことから、本町においても平成23年度に「自主防災組織設立促進事業」を実施し、町内全地域に自主防災組織の結成がなされたところである。

この自主防災組織を中心として、地域における自主的な地震防災対策の強化を図るため、各地域の自主防災組織の育成強化を図るための支援を積極的に行い、地域内での防災意識を高め、地域における耐震化等に関する自主的な取り組みを促進することとする。

②地域の防災活動への支援

地域の自主的な防災活動について町として様々な側面から支援を行い、地域における防災活動の活性化を図り、地震対策についての意識の向上を図る。

3-7. 防災情報の提供

福岡県では、県民への防災・災害・震災に関する情報について、ホームページ等を通じてリアルタイムに多様な情報提供を行っている。

また、携帯電話のメール機能をかつような「防災メール・まもるくん」を立ち上げ、防災情報を一斉に配信するサービスも行われている。

本町においても、こうした県が取り組むサービスのほか、防災行政無線や広報紙、自治会への回覧、ホームページ、パンフレットの作成等多様な媒体を活用し、定期的な防災情報の提供を積極的に行うこととする。

また、平成24年度には、福岡県地震に関する防災アセスメント調査等の結果を踏まえ、吉富町地域防災計画の地震対策についても、大幅に内容の見直しをおこない、住民に町としての新たな地震対策の内容について周知を図っているところである。

さらに、平成25年度に洪水ハザードマップをメインとした防災パンフレット（ハザードマップ付き）を全戸に配布したが、山国川、佐井川及び高潮のL2（最大規模災害）浸水想定が出揃ったので、令和2年度に、地震・津波など他の災害についての情報も具体的に掲載した、より充実した内容の総合的な防災パンフレット（ハザードマップ付き）の作成を行い、住民に全戸配布し、公表するようにしている。

第4章 計画の実現に向けて

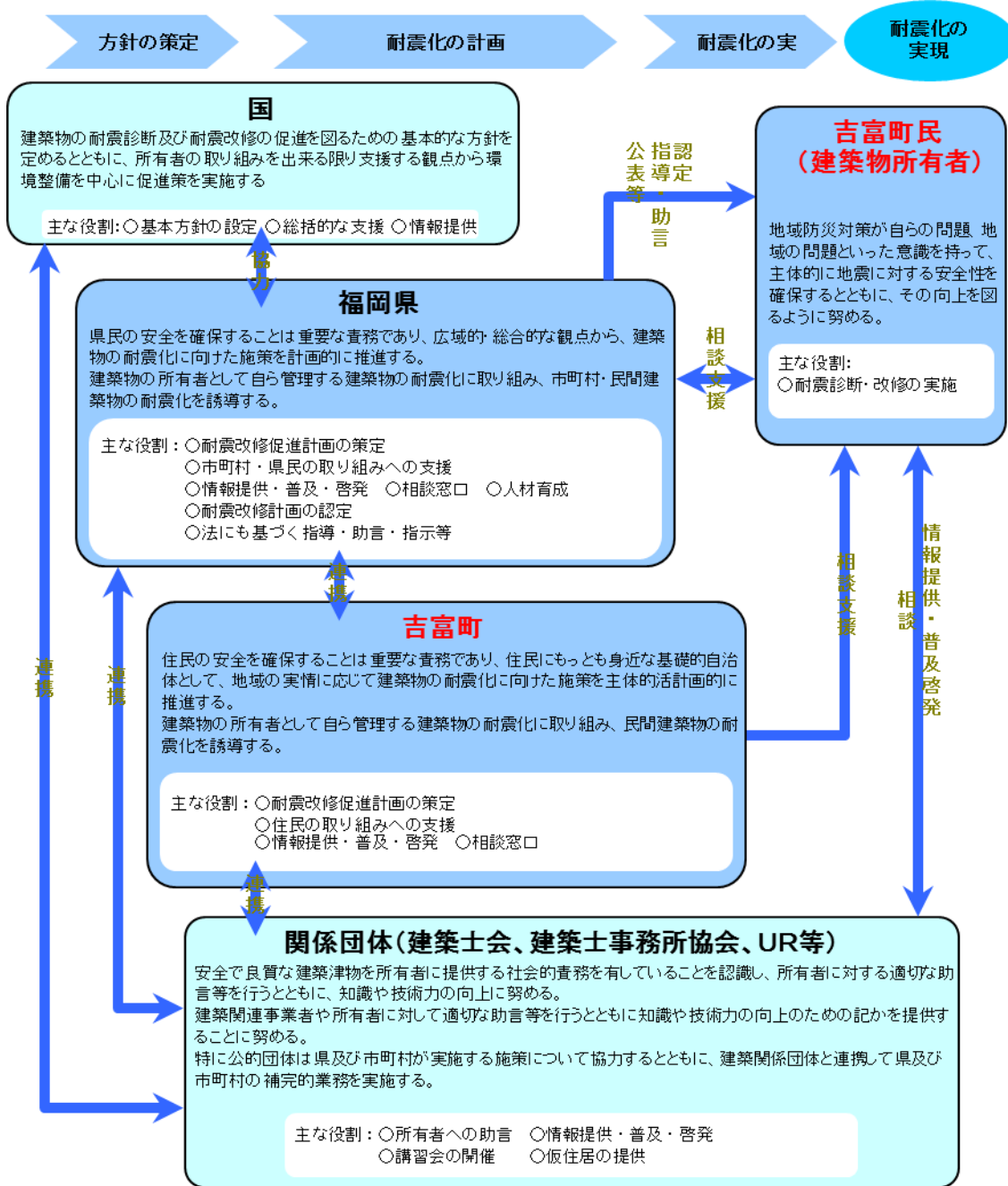
第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や住民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、住民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】



2. 計画の進行管理

耐震化の目標達成のためには、計画の進行管理が重要である。民間特定建築物や住宅については、固定資産税台帳を基に定期的な調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認する。

また、進行管理に合わせて、適宜計画の見直しを行うこととする。

吉富町耐震改修促進計画（別紙）

耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する補助事業の対象となる道路は、「通学路、避難経路のほか町長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道」とする。